

平成 29 年 10 月 6 日

阿見町長 天田 富司男 殿

阿見町上下水道事業審議会
会 長 佐藤 幸明

平成 29 年 7 月 6 日付け阿上下第 219 号で諮問のありました下記の事項について、本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので、答申いたします。

記

1. 水道料金の見直しについて
2. 下水道使用料の見直しについて
3. 下水道事業受益者負担金徴収期間の見直しについて

答 申 書

平成 29 年 10 月

阿見町上下水道事業審議会

1. 水道料金の見直しについて

(答 申)

1 はじめに

阿見町の水道事業は、昭和 39 年度に事業認可を受け供用を開始し、現在は「阿見町水道ビジョン」、「阿見町水道施設整備基本計画」に基づいて整備を進め、平成 28 年度末において、水道給水区域面積 2,435ha、給水人口は 40,798 人であり、行政区域内人口 47,430 人に対して普及率 86.0%となっている。

水道事業は公営企業法により独立採算の原則に基づき、使用者より納めていただく水道料金を基本として運営している。

水道は町民生活や産業活動にとって不可欠なライフラインであり、将来にわたってその経営を継続し、安全な水を安定的に供給し続けなければならない。そのために経営の基盤となる水道料金は、使用者に対して公平な負担となるよう配慮を行いながら、適正な受益者負担のもとにより一層安定した経営が将来的に確保できることが必要である。

2 答申事項

水道料金の見直しについては、受益者負担の原則に則り、公平な負担を求めるものでなければならず、かつ中長期的に健全な経営ができるように、経営基盤が安定する収入を確保できる適正な水準であるべきである。

(1) 水道料金の改定

現行の水道料金体系は昭和 63 年に改定されたもので、基本料金に一定水量を付与した基本水量制として 10 m³以内の使用を一律料金とし、10 m³超の使用を水量が増大するごとに高い単価を適用する逡増型の従量制を採用している。しかしながら、前回改定より 30 年が経過しており、この間に節水意識の向上や節水機器の普及など水道事業を取り巻く環境は大きく変化していることから、使用水量に見合った負担の実現が可能となる料金体系が必要である。また、阿見町の住吉地区の給水切替えに伴う料金負担増加に配慮し、基本水量のない逡増型の従量制を採用する改定とする。

上記については、「阿見町水道施設整備基本計画」を基礎として試算された平成 30 年度から平成 41 年度までの水道事業の財政計画に鑑みて、別添「水道料金表」の通りの料金改定とすることが妥当である。

(2) 水道料金体系

① 基本料金

基本水量はなしとし、基本料金を現行より 1,100 円減少させ、700 円とする。

② 従量料金

1 ヶ月当たり 10 m³までの使用水量に対する水道料金について 1 m³につき 110 円と新たに設定し、10 m³を超える使用水量に対する水道料金については今回の改定において、使用水量区分・料金ともに据え置くものとする。

3 水道事業の健全経営について

水道料金の適正化によって、使用者に相応の負担を求めるためには、有収水量の確保や経費削減といった経営改善に向けた努力を行うべきである。

また、水道事業の経営に当たっては、公営企業法に基づき企業経営の視点により運営することが重要であることから次のとおり意見を付し、今後における水道事業の健全経営にあたり配慮されたい。

(1) 計画策定・経営状況等について審議会への報告

施設整備計画については「阿見町水道施設整備基本計画」に基づくものであり、水需要予測や設備更新予測の変化に伴い、随時見直しが必要である。水道事業の経営のモニタリングのため、「阿見町水道施設整備基本計画」等の計画策定については審議会への報告事項とし、経営状況等も併せて審議会へ報告されたい。

(2) 普及率の向上

阿見町の水道の普及率は 86.0%であり（平成 28 年度末）、茨城県平均（平成 27 年度末）94.0%を下回っている。

個人の井戸利用者が多い水道の未整備地区については、費用対効果を鑑み、計画的かつ効率的に配水管の新設布設工事を行うことで水道の普及促進を図られたい。

(3) 適正な水道料金の算定

今回の料金改定においては基本水量がない逡増型の従量制を採用するものであるが、すべての水道使用者に対し負担の公平化と水資源の有効活用に資するためには適正な原価計算に基づく真の原価を反映した料金体系としていくべきである。その際に、今後必要となる施設や水道管の老朽化に伴う更新に係る資産維持費用を料金算定の根拠に含めて考慮する必要がある。今後経営環境の変化に鑑みて 4～5 年後をめどに水道料金の見直しを検討されたい。

(4) 水道事業におけるコスト削減

高度経済成長期を中心に整備した大量の水道施設が今後更新時期を迎え、更新需要が増大する。今後安定した給水サービスを確保するために計画的に更新を行う必要があることから、更新財源の確保と更新投資の平準化が重要である。またこの更新財源の確保のために維持管理費用の一層のコスト削減に向けた対策を講じ、サービスの質を将来にわたり維持・向上させることが重要であり、適切な更新・修繕が実施されるよう検討されたい。

(5) 大口需要者に対する将来的な配慮

今後の水道事業の運営に当たっては、常に将来的な収支についての検証を行い、適正な水道料金のあり方について検討を進め、効率的な事業運営と経営の健全化に努めるのは当然のことながら、全国的に大口需要者による総有収水量に占める割合が、節水などの取組等により年々減少傾向にある中で、水道料金への値上げが避けられない状況となる恐れがある。企業立地を進めてきた阿見町としても、より多くの企業に水道を継続して使用してもらうことが大切である。そのためにも、今後大口需要者の水道離れを抑制するための方策についても考慮されたい。

(別添)

水道料金表 (答申)

区分	基本料金(1 ヶ月につき)	従量料金	
	金額	使用水量	1 m ³ につき
一般家事用	700 円	10 m ³ まで	110 円
		10 m ³ を超え 30 m ³ まで	220 円
		30 m ³ を超えるもの	260 円

※ 水道料金の額は、本表に定めるところにより算定して得られた額に 100 分の 108 を乗じた額
(ただし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切捨て)

(参考)

水道料金対照表

区 分	水量 1ヵ月につき	現 行	答 申	改 定 額
基本料金	—	10 m ³ まで 1,800 円	700 円	▲1,100 円
現行： 超過料金 答申： 従量料金	10 m ³ まで	—	110 円	110 円
	10 m ³ 超 30 m ³ まで	220 円	220 円	0 円
	30 m ³ 超	260 円	260 円	0 円

2. 下水道使用料の見直しについて

(答 申)

1 はじめに

阿見町の公共下水道事業は、昭和 54 年度事業認可、昭和 59 年度に供用を開始し、現在は「県生活排水ベストプラン」、「阿見町公共下水道基本計画（全体計画）」に基づいて整備を進め、平成 28 年度末において、全体計画面積 2,465ha、行政区域内人口 47,430 人に対し、公共下水道整備済面積 1,053ha、整備済区域内人口 32,804 人、普及率は 69.2% となっている。

公共下水道事業は、「雨水公費、汚水私費の原則」に基づき、運営費のうち、雨水に係る経費は一般会計（税金）で、汚水に係る経費は下水道使用料で賄うことが原則である。しかし、下水道使用料で賄いきれない汚水に係る経費は、公共下水道の公共性に鑑み、一般会計からの繰入金により補填されている。

しかしながら、汚水処理に係る一般会計からの繰入金は公共下水道使用者以外の方にも運営費を負担していただくことであり、過度な一般会計からの繰入は避けなければならない。公共下水道事業は公営企業として使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則とし、経営されるべきものである。

したがって、経営の基盤となる下水道使用料は、使用者に対して過度な負担とならないように配慮を行いながら、下水道法を根拠とし適正な原価を基礎として算定され、公共下水道事業が健全で持続的な運営を確保することができるものでなければならない。

2 答申事項

下水道使用料の見直しについては、下水道使用料で賄うべき維持管理費・資本費を原価とし、この原価に見合った適正な負担を使用者に求めるべきであるが、公共下水道事業は現在、一般会計からの多額な繰入金（平成 28 年度決算では 5 億 7,578 万円）に依存している状況となっており、下水道使用料の改定はやむを得ないと判断する。

(1) 下水道使用料の改定

下水道使用料水準の設定にあたっては、一般会計から過度な依存を改め、かつ、持続的な公共下水道経営のため、使用料改定を行う必要があると認める。

ただし、前回（平成 24 年）の使用料改定では、基本料金については据え置き、超過料金を改定し、大口使用者への適正な負担や節水努力を促す排除汚水量区分としたこと、また、使用料算定期間である平成 30 年度～33 年度において、排除汚水量に関わらず発生する資本費の金額が大きな割合を占めており、基本料金を改定することが受益者負担

の原則に沿っていること、これらの理由により、超過料金・排除汚水量区分は現行を維持し、公共下水道使用者が公平に負担する、基本料金のみの改定とする。

また、使用料改定に際しては公共下水道施設が整備途上であり、その要した経費の全てを現在の使用者のみに負担させることは適正ではなく、公共下水道使用者の生活等への影響を考慮した上で、急激な負担増にならないよう留意する必要がある。

このような観点から、下水道使用料の算定期間である平成30年度～平成33年度の4年間の公共下水道事業の財政計画に鑑みて、別添「下水道使用料表」のと通りの使用料改定とすることが妥当であると判断する。

(2) 下水道使用料体系

① 基本料金

基本水量は、従来どおり1ヵ月当たり10 m³とし、基本料金を現行より300円増加させ、1,300円とする。

② 超過料金

1ヵ月当たり10 m³を超える排除汚水量に係る下水道使用料については、今回の改定において、排除汚水量区分・料金ともに据え置くものとする。

3 公共下水道事業の健全経営について

下水道使用料の適正化によって、使用者に相応の負担を求めるためには、有収水量の確保や経費削減といった経営改善に向けた努力を行うべきである。

また、公共下水道事業の経営に当たっては、企業経営の視点により運営することが重要であることから次のとおり意見を付し、今後における公共下水道事業の健全経営にあたり配慮されたい。

(1) 計画策定・経営状況等について審議会への報告

公共下水道事業の経営のモニタリングのため、「県生活排水ベストプラン」、「阿見町公共下水道基本計画（全体計画）」等計画策定については審議会への報告事項とし、経営状況等も併せて審議会へ報告されたい。

(2) 今後の一般会計負担の考え方

公共下水道施設の建設費を、現在、使用している町民だけで負担することは非常に困難である。また、公共下水道事業は整備途上であり、これに加えて維持管理・資産更新段階へと進んできている状況下では、一般会計からの繰入はやむを得ない状況である。

しかし、過度に一般会計からの繰入金に依存せずに、公共下水道経営健全化による経

営の自立性を高めるため、また、負担の公平を図るためにも、下水道使用料の適正化を行い、段階的に一般会計負担を減じていくことが必要である。

(3) 普及率の向上

町の公共下水道の普及率は平成 28 年度末現在 69.2%であり、県平均 61.3%を上回っているが、前述のとおり、阿見町公共下水道事業はまだ整備途上の段階である。

管渠整備については、「阿見町公共下水道基本計画（全体計画）」の事業計画区域内の地域を優先的に整備し、その他の地域においても整備手法や整備時期について、地域の実情に配慮しつつ、計画的かつ効率的な整備による公共下水道の普及促進を図られたい。

(4) 今後の下水道使用料の見直し

人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化とともに節水機器の普及や節水意識の向上、公共下水道施設の更新・改築経費の増加など公共下水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。健全な経営で持続的な公共下水道サービスを提供し、経営環境の変化に対応するため、下水道使用料は定期的に見直しを行う必要がある。今後 4～5 年後をめどに下水道使用料の見直しを検討されたい。

(5) 公共下水道事業におけるコスト削減

事業着手・供用開始後 30 年以上経過することから、管渠の延命化対策などによる投資の平準化や一層のコスト縮減に向けた対策を講じ、公共下水道サービスの質を将来にわたり維持・向上させるため、適切な改築・修繕が実施されるよう検討されたい。

(別添)

下水道使用料表（答申）

区分	基本料金(1 ヶ月につき)		超過料金	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	1 m ³ につき
一般汚水	10 m ³ まで	1,300 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	120 円
			20 m ³ を超え 30 m ³ まで	130 円
			30 m ³ を超え 50 m ³ まで	150 円
			50 m ³ を超え 100 m ³ まで	160 円
			100 m ³ を超え 500 m ³ まで	170 円
			500 m ³ を超えるもの	180 円

※ 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、本表に定めるところにより算定して得られた額に100分の108を乗じた額(ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨て)

(参考)

下水道使用料対照表

区 分	汚水排水量 1 ヲ月につき	現 行	答 申	改 定 額
基本料金	10 m ³ まで	1,000 円	1,300 円	300 円
超過料金	10 m ³ 超 20 m ³ まで	120 円	120 円	0 円
	20 m ³ 超 30 m ³ まで	130 円	130 円	0 円
	30 m ³ 超 50 m ³ まで	150 円	150 円	0 円
	50 m ³ 超 100 m ³ まで	160 円	160 円	0 円
	100 m ³ 超 500 m ³ まで	170 円	170 円	0 円
	500 m ³ 超	180 円	180 円	0 円

3. 下水道事業受益者負担金徴収期間の見直しについて

(答 申)

1 答申事項

下水道事業受益者負担金徴収期間の見直しについては、現時点において現行通りとすることが妥当である。

しかし、今後は受益者負担金の収納状況等を注視しつつ、徴収期間の見直しについては適正に実施されるよう検討されたい。

(1) 受益者負担金収納状況

平成 24 年度から平成 28 年度における受益者負担金収納状況については、負担金総額 50 万円以上の収納率は 100%であり、5 年間全ての年度において完納している。今回は対象外であったが、負担金総額 50 万円未満の受益者に滞納が見受けられるため、対象金額についての変更も含め検討が必要ではないかと考える。

(2) 今後の徴収期間見直しについて

今後は、受益者負担金の収納状況等を的確に把握し、受益者の意向を十分に確認するとともに、徴収期間の見直しを行う場合には、対象者・対象金額等詳細な制度設計も含め当審議会に諮問されたい。

阿見町上下水道事業審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

No	氏 名	選 出 区 分※	備 考
1	佐藤 幸明	町議会議員	会長
2	久保谷 充	町議会議員	
3	井田 真一	町議会議員	
4	桜井 直美	学識経験者	副会長
5	古谷 綾子	学識経験者	
6	山口 きみ子	学識経験者	
7	新橋 嗣男	利用者代表	
8	山口 道子	利用者代表	
9	江口 美清	利用者代表	
10	小倉 京子	利用者代表	
11	松島 保徳	利用者代表	
12	三ノ輪 進	利用者代表	
13	鳥海 昌之	利用者代表	
14	篠崎 慎一	町の職員	
15	小口 勝美	町の職員	
16	飯山 裕見子	町の職員	

※阿見町上下水道事業審議会条例第3条の規定に基づく選出区分